

技能労働者認定職業訓練交通費補助金の提出書類等について

1. 申請書の添付書類

- (1) 実績報告書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 認定訓練履修者が事業所に在籍していることを証明する書類
- (4) 認定職業訓練を履修したことがわかる書類
- (5) 経費の支払等を証明できる書類の写し
領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写しなど、
利用日、乗車区間及び交通費の支払いが確認できるもの。
- (6) 訓練施設の月ごとの出席簿
- (7) 債権者登録申請書（別紙）
- (8) その他 ※国等からの助成金有の場合は、国等からの交付決定通知など

【申請者が①豊橋共同職業訓練協会の会員企業、②豊橋市内の中小企業者等の場合】

- (1) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3か月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。

【申請者が③上記①、②の役員または従業員、④中小企業者等の役員または従業員であって豊橋市内に住民登録があるものの場合】

- (1) 住民票の写し（3か月以内のもの）

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、1か月程度で市が登録した口座へ入金します。

3. その他

後日、市から事業効果等についての調査をさせていただく予定ですので、ご協力をお願いいたします。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課

TEL : 51-2435 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp